

第1章 基本理念と目的

1. チャリティーサンタのセーフガーディングとは

セーフガーディングとは、子どもや脆弱な立場にある人々の人権・安心・安全を守る環境づくりのことです。単に「危険を防ぐ」ことにとどまらず、子どもが安心できる場をつくり、大人や組織が子どもの声に耳を傾け、子ども自身が自らの力を発揮できるよう支援することを含みます。

チャリティーサンタ（以下「当団体」）は、全国45拠点・600名以上のボランティアサンタクロースが、クリスマスに子どもたちのもとを訪れる活動をはじめ、様々な企業と連携しながら「子ども達に愛された記憶を残すこと」をミッションとしています。

この活動の性質上、当団体の活動者は、子どもと直接・深く関わります。それを踏まえ、当団体は子どもの安全と権利を守ることを活動の根幹に据え、本ガイドラインを定めます。

2. 本ガイドラインの目的

1. 当団体のすべての活動において、子どもをあらゆる形態の危害・虐待・搾取から守ること
2. 活動に関わるすべての大人（対象者は後述する）が子どもと安全に・適切に関わるための行動基準を示すこと
3. 万が一問題が発生した際に、子どもの最善の利益を最優先に、迅速かつ適切に対応できる仕組みを整えること

3. 対象となる子ども

本ガイドラインが守ろうとする「子ども」とは、日本国内・海外を問わず、当団体の活動が接触するすべての18歳未満の者を指します。

4. 本ガイドラインの対象者

本ガイドラインは、以下の通り適用されます。

本ガイドラインに初めて関わる際、以下すべての関係者が本ガイドラインの内容を理解し、同意することとします。

◆理解の対象

※研修対象ではありませんが、内容理解の対象となります

- メディア関係者の皆さま(取材相談時などに提示することを想定)
- 当団体が連携している企業や団体の皆さま
- 業務委託スタッフ
- プロボノスタッフ

◆同意の対象

※年1回以上の研修対象となります

- 職員
 - 業務委託スタッフ(主に広報担当者・ボランティアマネジメント対応者)
 - プロボノスタッフ(ボランティアマネジメント対応者)
 - 運営スタッフ(通年ボランティア)
 - 当日ボランティア(単発ボランティア)
-

第2章 基本原則

当団体のセーフガーディングは、以下の5つの基本原則を柱とします。

原則1：子どもの最善の利益の優先

- すべての判断・行動において、子どもの最善の利益を最優先とします。
- 子どもの安全を守ることは、組織の評判・活動の利便性・大人の都合より常に優先されます。
- 子どもが利益を受けるか、また害を受けないかを、活動設計の段階から考慮します。

原則2：子どもの参加とエンパワメント

- 子どもは守られるだけの受動的な存在ではありません。子どもには「安心」「自信」「自由」の権利があります。
- 子どもが自分の気持ち・意見を表現し、大人に伝えられる環境を積極的につくります。

原則3：予防と環境づくり

- 問題が起きてから対処するのではなく、危険が生じにくい環境・仕組みを事前に設計します。
- 子どもと大人が1対1にならない体制を原則とします。保護者の同意がある場合はこの限りではありません。
- リスクの高い状況を事前に把握し、活動設計・訪問計画の段階で排除します。

原則4：報告・対応・説明責任

- すべての関係者は、問題・懸念・違反の疑いがあれば事務局に対して報告する義務を持ちます。
- 報告した人が不利益を受けないことを組織として保証します。
- 問題が発生した際は、子どもの安全確保を最優先に、迅速に対応します。
- 対応結果は記録・検証し、再発防止に活かします。

原則5：平等・非差別

- どのような背景を持つ子どもも、等しく安全に過ごす権利があります。
 - 「裕福だから安全」「困窮しているから脆弱」という先入観を持たず、すべての子どもを対象とします。
 - 性別・国籍・障害・家庭環境等による差別的な扱いをしません。
-

第3章 行動規範（すべての活動者が守ること）

1. 子どもとの物理的な関わり方

原則

- 原則として、子どもと大人が2人きりになる状況をつくらない
- やむを得ない場合は、ドアや窓を開けるなど他者の視線が届くオープンな環境にする
- 必要以上のボディタッチをしない（褒める際に頭を撫でる・膝にさせるなど）
- 子どもが自分でできることを、必要以上に手伝わない（自律を尊重）
- 体罰・罰則的な行動は一切禁止

訪問活動時の特別ルール（当団体独自）

- 子どもの居室・プライベートスペースへの立ち入りは、保護者の明示的な同意がある場合のみ
- 訪問は保護者が同席できる状況で行い、子どもと1対1になることを避ける
- 子どもに過度なプレゼントや個人的な贈り物を渡さない
- 訪問中に撮影した写真・動画は、当団体の定める情報管理ルールに従う

2. コミュニケーション・SNS

- 活動を通じて知り合った子どもに対して、SNS等のダイレクトメッセージを通じた個別連絡は禁止
- やむを得ず連絡が必要な場合は、必ず保護者・他のスタッフをCCに含める等、開示できる状態で行う

- 子どもの個人情報（氏名・住所・学校名・誕生日・写真など）を本人・保護者の許可なくSNSに掲載しない
- 活動で知り合った子どもを、当団体と無関係の目的で連絡・勧誘しない

3. 写真・映像の取り扱い

- 最下部「資料」にのっとり定義するものとする

4. 金銭・物品の取り扱い

- 子どもとの間でお金の貸し借りをしない
- 子どもや家族に対し、性的関係の見返りとして金銭・物品・サービスを提供・要求しない
- 活動に必要な支出は必ず当団体の手続きを通じて行う
- 活動で知り合った家庭に対し、当団体と無関係の物品購入・イベント参加等を勧誘しない

5. 言動・態度

- 子どもや保護者に対して、侮辱・脅迫・大声での叱責・軽蔑に該当するような言動をしない
- 特定の子どもをえこひいきしたり、集団から排除したりしない
- 性的な発言・冗談・からかいは一切禁止
- 差別的・暴力的・性的なコンテンツを活動の場に持ち込まない
- 活動中の飲酒・喫煙は禁止
- 子ども自尊心を傷つける言動をしない（恥ずかしめる・見下す・無視するなど）
- 子どもの発言・感情を否定せず、受け止めるよう努める

6. グルーミング（性的虐待に向けた働きかけ）の禁止

グルーミングとは、将来の性的虐待・搾取に向けて、子どもや保護者との信頼関係を意図的に構築していく行為です。以下はその可能性がある行為として、たとえ無意識であっても禁止します。

- 特定の子どもを個別に優遇・秘密を共有しようとする行為
 - 子どもや保護者に高価な贈り物をする行為
 - 子どもを他の大人や保護者から意図的に引き離す行為
 - 子どもとの接触機会を不必要に増やそうとする行為
 - 「秘密にしておこう」と子どもに伝える行為
-

第4章 禁止事項（絶対に行ってはいけないこと）

以下の行為は、理由・意図・状況を問わず、いかなる活動者にも絶対に禁じます。

1. 子どもへの身体的・精神的・性的暴力、ネグレクト（放棄・無視）
 2. 18歳未満の子どもとの性的関係を持つこと（当該国法令の同意年齢が18歳未満であっても不可）
 3. 子どもに危害を加えると脅す、または加える行為
 4. 子どもの裸体や性的な姿を撮影すること
 5. 虐待・ハラスメントが疑われる事案を報告せず黙認・隠蔽すること
 6. セーフガーディングの調査・報告に対して虚偽の情報を提供したり、妨害すること
 7. 報告者・被害者・証人への報復・嫌がらせ
 8. 子どもを単独で車に同乗させること（どうしても必要な場合は保護者の許可を得る）
-

第5章 採用・研修

1. 採用・ボランティア登録時の確認

- すべての応募者に対し、セーフガーディングへの同意を求める
- 過去にセーフガーディング違反があった者は採用・登録を行わない
- 採用・登録ファイルにセーフガーディングに関する情報を適切に保管する
- 再雇用・再登録時も同様の審査を行う

2. 研修・教育

- 全関係者は、活動開始前に本ガイドラインの研修を受け、同意する
 - 年1回以上、セーフガーディングに関する研修を実施する
 - 通年および当日ボランティア向けには、訪問活動前に必ず安全対策の説明を行う
 - 研修受講記録は当団体で保管する
-

第6章 相談・報告・対応

1. 報告の義務

すべての活動者は、以下の状況を認識・疑ったとき、速やかに報告する義務があります。

- 子どもが虐待・ハラスメント・不適切な扱いを受けていると思われる場合
- 活動者が本ガイドラインに違反する行為をしたと思われる場合
- 子どもや保護者から危害・不安に関する相談があった場合

報告しないこと・隠蔽することは、本ガイドライン違反とみなします。善意による報告で事実と異なった場合であっても、報告者は不利益な扱いを受けません。

2. 相談・報告先

【問い合わせ】 NPO法人チャリティーサンタ事務局（子ども安全窓口）
kodomo@corp.charity-santa.com

1. 上長・現場担当者へ報告を行う
2. 上長・現場担当者などが加害者と疑われる場合や、上長・現場担当者への報告が困難な場合は、事務局に直接連絡する
3. 緊急性が高い場合（子どもの生命・安全に関わる場合）は、直ちに警察・児童相談所等の公的機関へ通報する

3. 対応フロー（概要）

問題が発生・報告された際の基本的な対応フローは以下の通りです。

<運営スタッフ、当日ボランティアからの報告>

- STEP 1：対応者（報告を受けた人）に感謝を伝えつつ、以下の情報をヒアリング
 - 起きた事の詳細
 - 共有可能範囲
 - 今後の希望対応
 - 当事者がこのやりとりを把握しているか
- STEP 2：ヒアリングで聞いた共有可能範囲に該当する職員と情報を共有し、今後の対応を精査する。また、保護者に情報を共有する。
- STEP 3：関係者への聞き取りを行い、情報の整理を行う。
- STEP 4：関係者に解決策の提案を行い、実行する。
- STEP 5：対応記録を作成し、適切な再発防止策を検討する。

<職員からの報告>

- STEP 1：気づいた情報を整理する
- STEP 2：一次発見者および理事会と情報を共有し、今後の対応を精査する。また、保護者に情報を共有する。
- STEP 3：関係者への聞き取りを行い、情報の整理を行う。
- STEP 4：関係者に解決策の提案を行い、実行する。
- STEP 5：対応記録を作成し、適切な再発防止策を検討する。

<被害者本人／保護者からの報告>

- STEP 1：対応者（報告を受けた人）に感謝を伝えつつ、以下の情報をヒアリング
 - 起きた事の詳細
 - 共有可能範囲

- 今後の希望対応
- STEP 2：ヒアリングで聞いた共有可能範囲に該当する職員と情報を共有し、今後の対応を精査する。また、保護者に情報を共有する。
- STEP 3：関係者への聞き取りを行い、情報の整理を行う。
- STEP 4：関係者に解決策の提案を行い、実行する。
- STEP 5：対応記録を作成し、適切な再発防止策を検討する。

4. 秘密保持

- 報告された情報は、対応に必要な範囲の関係者にのみ共有し、秘密を保持する
 - 被害者・証人・報告者の個人情報適切に保護する
 - 「知る必要のある人にのみ伝える」原則を守る
 - 調査結果・対応内容は記録し、安全な方法で保管する
-

第7章 子どものエンパワメント（CS独自章）

チャリティーサンタは「子どもを守るだけでなく、子ども自身が自らを守る力を育む」ことを目指します。

1. 子どもに伝えたいこと

活動を通じて子どもたちに、以下のメッセージを伝えていきます。

- 「安心」：あなたは安心して生きる権利があります。不安を感じたら、誰かに伝えて大丈夫。
- 「自信」：あなたは大切な存在です。あなたの気持ちは大切に、意見を言う権利があります。
- 「自由」：あなたはあなたらしく生きる自由があります。誰もそれを奪うことはできません。

2. 子どもとの向き合い方

活動者が子どもと接する際は、「教える・与える」姿勢ではなく、「聴く・引き出す・見守る」姿勢を基本とします。

- 子どもの意見を引き出し、それをどうするかは子どもが決める
 - 子どもが自分でできることに、必要以上に介入しない
 - 子どもを「かわいそうな存在」として描写・扱わない
 - 子どもの意見・感情を否定せず、まず受け止める
-

第8章 情報管理と個人情報保護

- 当法人のプライバシーポリシーにのっとり、安全対策を徹底します
<https://www.charity-santa.com/contact/privacy-policy/>
-

第9章 ガイドラインの管理・見直し

1. 見直し・改訂

- 本ガイドラインは、最低年1回、または重大な問題発生時・法令改正時に見直しを行う
 - 見直しにあたっては、可能な範囲で現場担当者からの意見を収集する
 - 改訂履歴を記録し、適切に周知する
-

【資料】写真・映像の取り扱い

◆子どものメディア露出・写真掲載に関する指針

チャリティーサンタは、子どもの権利を最優先に守ります。保護者の許諾がある場合でも、保護者の意思と子どもの権利は別物として捉え、数年後の本人がどう感じるか、周囲からの見られ方がどう変わるかを想定し、団体として子どもの将来を守る役割を担います。

1. 媒体特性による区分

媒体A(テレビ放送・新聞など一過性のもの)

- 特徴:一過性の露出が中心。
- 方針:家庭状況に準じて判断するが、原則はNG。保護者の強い意向があれば検討。
※放送後のネット転載やアーカイブ化については個別に制限をかけるようメディア側と交渉する。

媒体B(YouTube・SNS・Web記事など)

- 特徴:半永久的に残り、検索が可能(デジタルタトゥー)。
- 方針:原則として顔出しなし(ボカシ、後ろ姿等)。保護者の承諾がある場合でも、団体が将来のリスクを提示した上で、露出の必要性をより慎重に判断する。

2. 家庭状況別の露出基準

支援枠のご家庭(経済困窮)

- 媒体A:原則控える。保護者の強い希望がある場合のみ、将来への影響を検討した上で判断する。
- 媒体B:原則NG。保護者が希望する場合でも、団体としてリスク説明を徹底し、顔出しを

避ける工夫(保護者のみ顔出し等)を提案する。

支援枠のご家庭(被災・病気)

- 媒体A:慎重に検討。保護者が将来のリスクを十分に理解していれば可とする。
- 媒体B:原則NG。露出を必要最低限に留めるようメディア側と調整する。

それ以外のご家庭

- 媒体A:保護者の許諾があればOK。
- 媒体B:推奨はしないがNGとはしない。掲載する場合も特定を避ける工夫(横顔や雰囲気重視の写真選び等)を必須とする。

※犯罪被害履歴(DVなど)がある場合:安全確保および二次被害防止の観点から、媒体を問わず顔出しはNGとする。

【改訂履歴】

2026年10月6日(初版作成)